

第2回企業取引研究会

議事要旨

【日時】

令和7年10月2日（木） 10:00～12:00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

○委員出席者：神田座長、海内委員、魚住委員、及川委員、岡室委員、加藤委員、
加毛委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、

中島委員、仁平委員、原委員、廣田委員、松田委員、若林委員、
渡辺委員、渡邊委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
中小企業庁 事業環境部 取引課

○オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

①価格転嫁に関するこれまでの取組と現状の課題

- 公正取引委員会、中小企業庁とで、様々な取組を熱心に行っていることに感謝する。最低賃金の大幅引上げにより、中小企業は労務費の転嫁において厳しい状況にある。価格転嫁には時間が掛かり、労務費の全てを転嫁できない状況の中で、更に最低賃金の引上げが行われるという悪循環が生じている。
- 価格転嫁の取組は、個々の取引当事者間の課題にとどまらず、社会全体で取り組むべき重要な課題であるとの認識が、大企業を中心に十分に浸透していないと感じられる。引き続き、積極的な発信・周知が重要である。消費者も苦しい立場にあるところ、消費者の暮らしに寄り添った価格形成の協議を行ってほしい。
- 業種ごとの価格転嫁率の差異を踏まえ、時代背景や業界特性に応じた対応が必要である。
- ある取引における価格転嫁の可否は、さらに上位の取引段階で適切な転嫁が行われているかに左右される。サプライチェーン全体で転嫁を進めたいのであれば、当該取引よりも上位、下位のサプライチェーン全体の価格転嫁の状況を可能な範囲で共有することも考えられるのではないか。
- 階層が深くなるほど価格転嫁率が低下するという現実は十分に把握されていない。転嫁の必要性を感じている発注者が少ないことを認識する必要がある。

②サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に係る優越的地位の濫用の考え方の整理

- 取適法の対象外取引を含め、サプライチェーン全体で価格転嫁に取り組むことが重要である。また、取適法対象外取引のうち、大企業間の取引と中小企業間の取引とでは実態が異なると考えられるため、そのような実態の把握も必要である。
- 今回の議論はサプライチェーン全体で価格転嫁を進めるため、取適法と独占禁止法という異なるツールをどう整備するかに焦点がある。両法の条文には具体性と抽象性の差があり、そのギャップをどう埋めるかが課題である。優越ガイドラインにおける価格交渉プロセスの部分をより具体化することで、取適法の趣旨をその対象外の取引にも徹底することにつながると考えている。
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を進めるため、取適法だけでなく独占禁止法

の運用や優越ガイドラインの改定は有意義である。

- ・ 実効的な協議が行われたかどうかが優越的地位の濫用の判断に当たっての考慮要素となることを明確にする観点から、優越ガイドラインの想定例の記載内容を拡充するという方向性には賛成である。
- ・ 過度な規制強化とならないよう、ガイドラインの記載について、義務なのか望ましい対応なのかが明確になると分かりやすくなると思う。また、「できないこと」だけでなく「できること」も明示できると良い。パートナーシップ構築宣言や自主的努力を評価する視点も求められる。また、業界ごとの実態も踏まえる必要もある。
- ・ 価格転嫁の論点については、労務費転嫁指針にも整理されており、これを踏まえて適切に対応している事業者も存在する。当該指針と矛盾する内容を記載してしまうと、事業者の混乱や負担を招くおそれがあるため、優越ガイドライン等の記載内容については労務費転嫁指針との整合性についても検討が必要である。
- ・ サプライチェーン全体の問題解決は重要だが、独占禁止法や取適法の適用範囲には限界があり、全ての産業や既存の枠組みを守るという発想とは異なる視点が必要である。また、独占禁止法の優越的地位の濫用規制は、優越的地位がある場合にのみ適用されるという点にも留意が必要である。

③サプライチェーン全体で価格転嫁を進めるための今後の実効的な取組

- ・ 今後の実効的な取組として、アドボカシーとエンフォースメントを両輪で進めていくことには賛成する。同時に、パートナーシップ構築宣言を行った企業へのインセンティブの拡充等、価格転嫁の取組を行う企業にメリットが及ぶ仕組みも重要である。
- ・ 取適法のみならず、独占禁止法や労務費転嫁指針の内容を引き続き周知していくことに加え、優越ガイドライン等を変更した場合は、事業者の情報整理のために分かりやすく伝える工夫が必要である。ルールの策定だけでなく、現場への的確な伝達が実効性を高める鍵である。
- ・ 取適法の適用対象外の取引のうち、大企業間の取引と中小企業間の取引とでは、対象企業の規制に対する感度が異なると考えられる。中小企業間の取引については、従来型の商慣習が根強く残っているため、公正取引委員会・中小企業庁によるアドボカシーを通じた価格交渉の意識化ないし価格交渉に関する意識改革も重要であると考える。
- ・ アドボカシー強化の方向性には賛同するが、価格転嫁は単なる値上げではなく、付加価値や新サービスの提供を伴うべきであり、イノベーションに向けた意識向上も併せて発信すべきである。
- ・ どのような関係性にある事業者を対象とするのか基準を明確にすることで委託事業者の理解と納得を得る必要がある。
- ・ 優越的地位の濫用規制は取適法に比べ手続が重いという課題があるため、優越的地位の濫用規制においても迅速な法執行を行うための工夫が必要ではないか。
- ・ 優越的地位の濫用に対しては、罰則の強化も検討してはどうか。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)